

### 第3号議案

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年2月18日提出

芦屋市長 伊藤 舞

#### 提案理由

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の訂正に伴い、関係条例の規定を整理する必要があるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

(芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提</p>	<p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、<u>第19条及び第36条第3項</u>において同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提</p>

改正後	改正前
<p>供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは、「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</u></p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学</p>	<p>供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは、「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「<u>除く</u>」とあるのは「<u>除き、特別利用保育を受ける者を含む</u>」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学</p>

改正後	改正前
<p>前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」</u>とする。</p> <p>（準用）</p> <p>第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「<u>教育・保育給付認定子どもについて</u>」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）<u>について</u>」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下）」とあるのは、「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。</p> <p>（特別利用地域型保育の基準）</p> <p>第51条 （略）</p>	<p>前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「<u>を除く</u>」とあるのは「<u>及び特別利用教育を受ける者を除く</u>」とする。</p> <p>（準用）</p> <p>第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項）」とあるのは、「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。</p> <p>（特別利用地域型保育の基準）</p> <p>第51条 （略）</p>

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第40条第2項を除き、<u>前条</u>において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、<u>第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。</u>次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下本章において同じ。）」とあるのは「<u>法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）</u>」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「<u>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により</u>」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）</u>」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第40条第2項を除き、<u>第50条</u>において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。<u>次条第3項</u>において同じ。）、<u>第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。</u>）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下本章において同じ。）」とあるのは「<u>法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）</u>」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「<u>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により</u>」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）</u>」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基</u></p>

改正後	改正前
<p>算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（<u>令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。</u>）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>	<p>準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>

（芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正）

第2条 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第1（第3条関係） 満3歳未満保育認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料 (略)	別表第1（第3条関係） 満3歳未満保育認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料 (略)
備考 1～3 (略) 4 この表における所得割（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額については、次のとおりとする。 (1) 地方税法第314条の7、第314条の8、第314条の9、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しない。 (2)～(3) (略) 5～10 (略)	備考 1～3 (略) 4 この表における所得割（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額については、次のとおりとする。 (1) 地方税法第314条の7、第314条の8、第314条の9、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しない。 (2)～(3) (略) 5～10 (略)

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の訂正に伴い、関係条例の規定を整理する必要性が生じたため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中の規定を次のとおり改める。(第1条関係)

条項	改正案	現 行	訂正理由
第14条第1項	特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は…	特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。）の支給を受けた場合は…	第35条第3項にも「施設型給付費」の語があるため。
第35条第3項	同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは、「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「 <u>教育・保育給付認定子ども</u> とあるのは「 <u>教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)</u> 」とする。	同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは、「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「 <u>除く</u> 」とあるのは「 <u>除き、特別利用保育を受ける者を含む</u> 」とする。	「特別利用保育を受ける者」に係る読み替え規定の整理
第36条第3項	同条第4項第3号イ(ア)中、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「 <u>教育・保育給付認定子ども</u> とあるのは「 <u>教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)</u> 」とする。	同条第4項第3号イ(ア)中、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「 <u>を</u> 除く」とあるのは「 <u>及び特別利用教育を受ける者を除く</u> 」とする。	「特別利用教育を受ける者」に係る読み替え規定の整理

条項	改正案	現 行	訂正理由
第 50 条	第 11 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、	第 11 条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」と、	第 11 条中「教育・保育認定子ども」は 2 箇所あり、読み替え箇所を特定するため。
第 50 条	同条第 1 項中「施設型給付費（法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下）とあるのは、「地域型保育給付費（法第 29 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 19 条において）」と、	同条第 1 項中「施設型給付費（法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下この項、第 19 条及び第 36 条第 3 項）とあるのは、「地域型保育給付費（法第 29 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 19 条）」と、	第 14 条第 1 項の改正に伴うもの。
第 51 条第 3 項	本章（第 40 条第 2 項を除き、 <u>前条において準用する第 8 条から第 14 条まで（第 10 条及び第 13 条を除く。）</u> 、 <u>第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までを含む。</u> 次条第 3 項において同じ。）の規定を適用する。	本章（第 40 条第 2 項を除き、 <u>第 50 条において準用する第 8 条から第 14 条まで（第 10 条及び第 13 条を除く。）</u> 、 <u>次条第 3 項において同じ。</u> ）、 <u>第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までを含む。</u> ）の規定を適用する。	第 52 条第 3 項において適用する「本章」の規定の範囲を整理するため。
第 52 条第 3 項	満 3 歳以上保育認定子ども（ <u>令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。</u> ）に係る	満 3 歳以上保育認定子どもに係る	「満 3 歳以上保育認定子ども」の定義の明確化のため。

(2) 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の規定を次のとおり改める。（第 2 条関係）

条項	改正案	現 行	訂正理由
別表第 1 備考 4	地方税法第 314 条の 7、第 314 条の 8、第 314 条の 9、同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項、第 5 条の 4 の 2 <u>第 5 項（同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>	地方税法第 314 条の 7、第 314 条の 8、第 314 条の 9、同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項、第 5 条の 4 の 2 <u>第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>	地方税法の引用条項の整理

3 施行期日  
公布の日